

経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度に係る電子手続の開始について

令和元年9月17日  
経済産業省  
原産地証明室

この度、日メキシコ EPA、日スイス EPA 及び日ペルーEPA に基づく認定輸出者自己証明制度に係る手続（①認定申請、②認定更新申請及び③変更の届出）について、e-Gov 電子申請システム（<https://www.e-gov.go.jp/application/>）を通じた受付を開始いたしました。

e-Gov 電子申請システムによる手続方法は以下のとおりです。

#### 1. e-Gov 電子申請システム利用環境の確認・準備

e-Gov 電子申請システムを通じて申請・届出を行う場合には、パソコン利用環境の確認及びプログラム（e-Gov 電子申請アプリケーション）のインストールが必要です。

詳細については、e-Gov の HP 「e-Gov 電子申請システムご利用ガイド（<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/index.html>）を御参照ください。

#### 2. ID 及びパスワードの取得

e-Gov 電子申請システムを通じて申請・届出を行う場合には、ID 及びパスワードが必要です。

ID 及びパスワードの取得については、経済産業省原産地証明室（[gensanti-shoumei@meti.go.jp](mailto:gensanti-shoumei@meti.go.jp)）へメールにて、第一種特定原産地証明書発給システムの企業登録番号又は認定輸出者自己証明制度の認定番号、企業名、担当部署、担当者氏名、電話番号及び E-mail を明記の上、申請してください。

なお、取得した ID 及びパスワードは、次回以降の手続の際も使用可能です。

#### 3. 電子申請・届出

e-Gov 電子申請システムにログイン後、画面の指示に従って、申請書又は届出書、併せて添付書類を送信してください。申請書及び届出書は、電子ファイルのフォーマットがあります。（後述の原産地証明室 HP に掲載）

#### 4. 書面による提出

以下の書類については、別途郵送又は持参にて原産地証明室に御提出ください。

- 登記事項証明書
- 原産地証明法施行規則様式第 2 2 「誓約書」

➤ 認定に係る登録免許税納付届

※認定日から1箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、その領収証書の正本を貼付の上、御提出ください。

➤ 認定の更新に係る手数料納付

※電子申請の場合の手数料は、4,550円になります（書面申請の場合は、5,000円）。認定更新申請書に収入印紙を貼付の上、御提出ください。

認定輸出者制度や申請・利用方法などの詳細につきましては、原産地証明室 HP（[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html)）を御参照ください。

以上

**問い合わせ先**

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

電話：03-3501-0539

E-mail: gensanti-syomei@meti.go.jp